

認定電子計算機による基準額提供事項の提供の開始（変更）届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、認定電子計算機（以下「クラウドサービス等」といいます。）によりN I S Aに係る基準額提供事項の提供を行おうとする場合に提出するものです。

（注） クラウドサービス等は、国税庁長官の定める基準に適合し、その認定を受けたものに限り利用することができます。

- 2 この届出書は、所轄税務署長に提出してください。

- 3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 届出者が法人の支店等の場合、「所在地」欄は当該支店等の所在地を、「名称」欄は当該支店等の名称を、「代表者氏名」欄は当該支店等の責任者氏名を、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は本店等の所在地を、「本店又は主たる事務所の名称」欄は本店等の名称をそれぞれ記載してください。

- (2) 「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要です。

- (3) 「開始・変更・追加（届出区分）」欄は、該当する□のいずれかに✓を付してください。

なお、この届出書が変更・追加手続である場合には、「届出の内容」欄について、変更・追加があった箇所のみ記載してください。

※ 「追加」については、既にクラウドサービス等により申請等を行っている方が、追加で別のクラウドサービス等により当該申請等を行う場合に✓を付してください。

- (4) 「総投資簿価残高情報の提供先その他参考事項」欄には、次の事項について記載してください。

イ 利用するクラウドサービス等からの総投資簿価残高情報（基準額提供事項を基に算出される「特定累積投資勘定基準額」及び「特定非課税管理勘定基準額」）の提供先

（記載例）

- ・株式会社〇〇が提供する「▲▲システム」の所定の領域
- ・自社の「□□システム」の所定の領域

ロ この届出書を書面により提出する場合には、事前に交付された「利用者識別番号」

ハ その他連絡先等の参考となる事項

- 4 その他

- (1) この届出書を提出した後に「届出の内容」欄の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更の届出を行う必要があります。

- (2) 「税務署整理欄」には、記載しないでください。